

社会福祉法人輝望会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝望会（以下「当法人」とする。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(非常勤役員の報酬等の支給)

第2条 非常勤役員とは、法人職員の年間出勤時間の3分の2未満の者をいう。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 会議の出席や入札の立ち会い等の場合、報酬とは別に公共交通機関利用は実費あるいは自家用車両利用は1キロあたり20円のガソリン代を支給。この場合は、職員自家用通勤車両管理規程様式3により距離を事前に申告をする。

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表1に定める額と当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員の報酬は別表2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の支給方法は、次の各号の区分に応じて定める。

(1) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(2) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには立替金、積立金等を控除して支給する。

(3) 職員を兼務している役員は、支給される職員給与と同一に支給する。

(報酬等の総額)

第6条 当法人の役員等に支給する報酬等の年間の総額は以下のとおりとする。

(1) 全理事の報酬総額は年間200万円以内とする。

(2) 全監事の報酬総額は年間20万円以内とする。

(3) 評議員の報酬総額は、定款第8条において定められたとおり、一人あたり年間5万円以内とする。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から適用する。

この改正規程は、令和5年11月30日から適用する。

この改正規程は、令和6年6月17日から適用する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出張	1日10,000円、半日5,000円

(2) 理事

	日 額
入札立ち会い	3,000円
理事会、評議員会、実地指導等への出席	1日10,000円、半日5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出張	1日10,000円、半日5,000円

(3) 理事長

	日 額
入札立ち会い	4,000円
理事会、評議員会、実地指導等への出席	1日12,000円、半日6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出張	1日12,000円、半日6,000円

(4) 監事

	日 額
入札立ち会い	3,000円
監事監査、評議員会、実地指導等への出席	1日10,000円、半日5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出張	1日10,000円、半日5,000円

*但し、上記日額は源泉徴収税額を控除した金額とする。

*理事会、評議員会の報酬は、書面による決議、またはWeb等での出席も同額とする。

但し、交通費は支給しない。

別表2 (職員給与との併給)

役 職 名	役 員 報 酬 額
理 事 長	月額 50,000円
常 務 理 事	月額 30,000円
理 事	月額 15,000円

*尚、賞与支給時にはこの月額を基本給等に加えた後に支給月数を乗じ支給する。